

波川にこここ館等 全面改築工事について

清流仁淀川を活かした体験型観光の推進及び観光拠点施設の機能強化を図ることを目的として、波川にこここ館等全面改築工事を下記の期間に実施する計画となっています。

工事期間中は、公衆トイレや「にこここ館」の利用はできませんので、ご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をよろしくお願い致します。

▶ **工事期間** (予定)

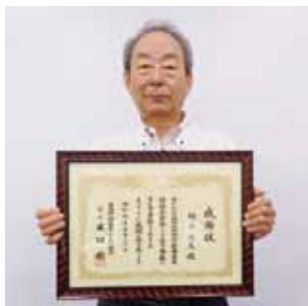
11月～令和2年3月

■ **問い合わせ** 管財契約課

☎ 893-1114

全国町村監査委員協議会 会長感謝状贈呈

高知県町村等監査委員協議会会長として協議会の発展に貢献したことにより、朝日満夫の町代表監査委員に、全国町村監査委員協議会会長から感謝状が贈呈されました。



寄贈のお礼

8月6日、高知中央電気工事業協同組合様から、電気使用の安全に対する知識をひろく普及するための運動の一つとして、防犯街路灯LED10灯を寄贈していただきました。

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。



森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▶ **伐採及び伐採後の造林の届出制度とは**

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していたくものです。

▶ **対象となる森林** 保安林などを除く民有林（地域森林計画の対象森林）

※保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▶ **手続き方法**

1. **届出対象者** 立木の伐採について権原を有する方

①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者

②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. **届出期間など**

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村に届出をしてください。

なお、皆伐を行った場合は、伐採後の造林が終わった日、あるいは伐採が終わった日から30日以内に、森林の状況報告が必要になります。

所定の届出様式がありますので、いの町公式ホームページからダウンロードしていただくか、問い合わせ先で受け取ることができます。

■ **問い合わせ** 森林政策課（吾北庁舎内）

☎ 867-2322

産業経済課 ☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115



森林の土地の所有者届出制度について

▶ **届出対象者**

個人・法人を問わず、平成24年4月1日以降に売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。また、平成24年4月1日以前に森林の土地を取得した方でも、平成24年4月1日以降に遺産分割協議が成立した場合には届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

▶ **届出期間及び届出先**

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

▶ **届出事項**

届出書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

所定の届出様式がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

■ **問い合わせ**

森林政策課（吾北庁舎内）

☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115

本川総合支所産業建設課

☎ 869-2115